



CCSテクニカルワークショップ2025

CCS事業法について

Overview of Act on Carbon Dioxide Storage Business

2025年1月29日 (水)

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 パートナー 紺野 博靖

CCS事業法の施行状況

- ▶ 2024年5月17日、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」（令和6年法律第38号。以下「CCS事業法」又は「法」という。）が成立し、同年5月24日に公布された。
- ▶ 2025年1月時点で、政令として以下が制定されている。
 - 二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和6年政令第251号）
 - 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和6年政令第341号）
- ▶ 2025年1月時点で、省令として以下が制定されている。
 - 二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第76号）
 - 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則（令和6年経済産業省令第75号）
 - 貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和6年経済産業省令第74号）
- ▶ 「探査」「試掘」「貯留事業」「導管輸送事業」のうち、「探査」「試掘」にかかるCCS事業法の施行に必要な政省令が制定された状況。「貯留事業」「導管輸送事業」にかかるCCS事業法の施行に必要な政省令は公布日から2年を超えない2026年5月23日までに制定されると解される。

「探査」「試掘」「貯留事業」「導管輸送事業」の定義

- ▶ 法107条1項は、「探査」を、「地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するために行う地質構造の調査であって、貯留層の掘削を伴わず、かつ、地震探査法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるもの」と定義する。
 - ▶ 法2条4項は、「試掘」を、「地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するため、当該地層を掘削すること(当該地層を構成する砂岩その他の岩石を採取することを含み、当該地層における二酸化炭素の貯蔵を伴わないものに限る。)」と定義する。
 - ▶ 法2条2項は、「貯留事業」を、「二酸化炭素を貯留層に貯蔵する事業」と定義する。
 - ▶ 法2条9項は、「導管輸送事業」を、「二酸化炭素を貯留層(外国における貯留層に相当するものを含む。)に貯蔵することを目的として、導管により当該二酸化炭素を輸送する事業」と定義する。
- 「試掘」と「貯留事業」を、纏めて「貯留事業等」と定義している（法3条1項）。

「探査」「試掘」「貯留事業」の許可制と「導管輸送事業」の届出制

- ▶ 「探査」「試掘」「貯留事業」を行うためには、経済産業大臣の許可が必要（法107条1項、13条2項、13条1項）。海域の貯留層での貯留事業の場合、経済産業大臣は環境大臣の同意を得て許可（法5条3項、法9条4項、法12条4項）。
 - ▶ 「導管輸送事業」を行うためには、経済産業大臣への届出が必要（法78条1項）。
-
- 「試掘」について経済産業大臣の許可を受けた者は「試掘者」と定義される（法13条2項）。
 - 「貯留事業」について経済産業大臣の許可を受けた者は「貯留事業者」と定義される（法13条1項）。
 - 「貯留事業者等」との定義語は、「試掘者」と「貯留事業者」を纏めた意味となっている（法5条1項2号八）。

「貯留事業等」（「試掘」と「貯留事業」）の許可の手続き

- ▶ 原則的な手続：経済産業大臣の「特定区域」の指定を前提。

経済産業大臣の「特定区域」の指定と特定事業者の募集（法3条）。募集期間は「三月を下らない期間」（法3条6項）。事業者による許可の申請（法4条）。申請にかかる貯留事業等の概要等を一月間公衆の縦覧に供する（法7条）。

- ▶ 例外的な手続の1つ目：試掘の許可を受けた者は、当該試掘区域について、「特定区域」の指定を待たずして、貯留事業の許可の申請が可（法10条）。
- ▶ 例外的な手続の2つ目：鉱業法上の石油・可燃性天然ガスの採掘権を持っている者は、当該採掘鉱区について、「特定区域」の指定を待たずして、貯留事業等の許可の申請が可（法12条）。

- 「試掘区域」は「地下の一定の範囲における立体的な区域であって、試掘の用に供するもの」と定義される（法2条5項）。そして、経済産業大臣が許可した「試掘」に係る「試掘区域」は「許可試掘区域」と定義される（法14条2項2号）。
- 「貯留区域」は「貯留層の全部又は一部をその区域に含む地下の一定の範囲における立体的な区域であって、貯留事業の用に供するもの」と定義される（法2条3項）。そして、経済産業大臣が許可した「貯留事業」に係る「貯留区域」は「許可貯留区域」と定義される（法14条2項2号）。
- 「許可貯留区域等」との定義語は、「許可試掘区域」と「許可貯留区域」を纏めた意味となっている（法5条1項4号）。

「試掘権」と「貯留権」

- ▶ 経済産業大臣の「試掘」の許可が告示されると、当該許可試掘区域に「試掘権」が設定される（法25条1項）。
 - ▶ 経済産業大臣の「貯留事業」の許可が告示されると、当該許可貯留区域に「貯留権」が設定される（法25条1項）。
 - ▶ 「試掘権」は、「試掘区域における試掘の用に供する貯留等工作物を当該試掘区域に設置し、及び運用し、並びに当該試掘区域において試掘を行う権利」と定義される（法2条8項）。
 - ▶ 「貯留権」は、「貯留区域内の貯留層における貯留事業の用に供する貯留等工作物を当該貯留区域に設置し、及び運用し、並びに当該貯留層に二酸化炭素を貯蔵する権利」と定義される（法2条7項）。
 - ▶ 試掘権又は貯留権が設定されると、当該許可貯留区域又は許可試掘区域の土地に関するその他の権利（例、所有権）は、二酸化炭素の貯蔵若しくは試掘を妨げ、又は当該貯蔵若しくは試掘に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される（25条1項）。
 - ▶ 試掘権及び貯留権は、物権とみなされる（法33条）。
- 「試掘権」と「貯留権」を纏めて、「貯留権等」と定義している（法25条1項）。

「試掘」と「貯留事業」に係る事業着手義務と着手のための実施計画の認可

- ▶ 「試掘」の許可を受けた「試掘者」は、「試掘の事業に着手するために通常必要と認められる期間として経済産業省令で定める期間内」に試掘の事業に着手する義務を負う（法58条）。他方で、試掘の事業を開始する前に、「試掘実施計画」について経済産業大臣の認可を受けなければならない（法59条）。
- ▶ 「貯留事業」の許可を受けた「貯留事業者」は、「貯留事業に着手するために通常必要と認められる期間として経済産業省令で定める期間内」に貯留事業に着手する義務を負う（法37条）。他方で、貯留事業を開始する前に、「貯留事業実施計画」について経済産業大臣の認可（海域の貯留層の場合には経済産業大臣と環境大臣の認可）を受けなければならない（法38条、法136条）。

「貯留層への二酸化炭素の注入の開始」の前後で変わる「貯留事業」規制

- ▶ 法22条1項は、「許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始している貯留事業」を「貯留開始貯留事業」と、「貯留事業者であつて、貯留開始貯留事業を行っているもの」を「貯留開始貯留事業者」と、それぞれ定義。
 - ▶ 逆に、CCS事業法において、「許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始する前の貯留事業」は「貯留開始貯留事業以外の貯留事業」と、「貯留事業者であつて、許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始する前の貯留事業を行っている者」は、「貯留開始貯留事業者以外の貯留事業者」と表現されている。
 - ▶ 監視義務（通称「モニタリング義務」）は、「貯留開始貯留事業者」のみに適用（法43条）。「貯留開始貯留事業者以外の貯留事業者」には適用がない。「貯留開始貯留事業者」の監視義務は、貯留事業の廃止まで存続。
 - ▶ 貯留事業の廃止は、「貯留開始貯留事業者」の場合は許可制（法53条）。「貯留開始貯留事業者以外の貯留事業」の場合は届出制（法57条）。
- 「貯留事業」は、「貯留開始貯留事業」と「貯留開始貯留事業以外の貯留事業」に分類される。
 - 「貯留事業者」は、「貯留開始貯留事業者」と「貯留開始貯留事業者以外の貯留事業者」に分類される。
 - 法43条は、監視義務の内容を、「主務省令で定めるところにより、認可貯留事業実施計画に従い、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層の温度、圧力その他の当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を確認するために必要な事項として主務省令で定めるものを監視」と定める。

貯留開始貯留事業者の貯留事業の廃止の手続き

- ▶ 「貯留開始貯留事業者」の場合、大要、閉鎖措置計画の認可→閉鎖措置の実施→終了した閉鎖措置の結果の基準適合確認→期間経過→事業廃止の許可、という流れ。
- ① 「貯留開始貯留事業者」が貯留事業を廃止するためには、まず、閉鎖措置計画について経済産業大臣の認可（海域の貯留層については経済産業大臣及び環境大臣の認可）を受けなければならない（法53条2項、法136条）。
 - ② 「貯留開始貯留事業者」が閉鎖措置を終了したときは、その結果の基準適合について経済産業大臣の確認（海域の貯留層については経済産業大臣及び環境大臣の確認）を受けなければならない（法53条4項、法136条）。
 - ③ 終了した閉鎖措置の結果の基準適合の確認後、「貯留層に貯蔵された二酸化炭素の貯蔵の状況が安定するまでに必要と認められる期間として主務省令で定める期間」を経過した後、「貯留開始貯留事業者」は、経済産業大臣に、貯留事業の廃止の許可を申請し（法53条5項）、経済産業大臣の許可を受けて廃止できる。海域の貯留層の場合には経済産業大臣は環境大臣の同意を得て許可（法53条9項）。

「貯留開始貯留事業」の廃止後の取扱い（いわゆる「JOGMEC移管」制度）

- ▶ 「貯留開始貯留事業」の廃止について経済産業大臣が許可をした場合、経済産業大臣はそれをJOGMECに通知し（法53条11項）、告示する（法53条12項）。当該JOGMECへの通知に係る貯留区域を「通知貯留区域」と定義（法53条12項2号）。
- ▶ 経済産業大臣が「貯留開始貯留事業」の廃止の許可の告示をすると、当該通知貯留区域の「貯留権」は事業者からJOGMECに移転する（法55条）。
- ▶ JOGMECは、当該通知貯留区域について、管理業務（貯留層における二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項として主務省令で定めるものの監視その他通知貯留区域の管理の業務）を行う。当該業務を「通知貯留区域管理業務」と定義（法54条1項）。
- ▶ 「貯留開始貯留事業」の廃止後は、それまで貯留開始貯留事業者であった事業者は、もはや貯留事業者でなくなる。よって、以後、監視義務（モニタリング義務）その他これに関する義務は負わない。

「注入終了から廃止までに必要な費用」の引当金／「JOGMECの通知貯留区域管理業務に必要な費用」の拠出金

▶ 法44条は、貯留開始貯留事業者に対して、

その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了したときから第五十三条第五項の許可〔事業廃止の許可〕を受けるまでの間における前条第一項の規定による監視〔監視義務の監視〕に要する費用その他の当該貯留開始貯留事業の実施に必要な費用

に充てるため、引当金の積立てその他の当該費用に充てるための資金を確保するための措置として経済産業省令で定めるものを講ずる義務を課している。

▶ 法45条は、貯留開始貯留事業者に対して、

機構が行う第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務に必要な費用

に充てるため、各年度、貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域ごとに、JOGMECに対して拠出金を納付する義務を課している。

特定貯留事業約款

- ▶ 法50条1項は、「他の者の委託を受けて行う貯留事業であって、他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素に係るもの」を「特定貯留事業」と定義した上で、特定貯留事業を行う貯留事業者に対して特定貯留事業約款の届出義務を課す。
- ▶ 法50条3項は、以下のどれかに不該当があるときに経済産業大臣が特定貯留事業約款の変更命令を命じることができる旨定める。
 - ▷ 届出に係る特定貯留事業約款により二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - ▷ 料金の額の算定方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ▷ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

特定導管輸送事業約款

- ▶ 法82条1項は、「他の者の委託を受けて行う導管輸送事業であって、他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素に係るもの」を「特定導管輸送事業」と定義した上で、特定導管輸送事業を行う導管輸送事業者に対して特定導管輸送事業約款の届出義務を課す。
- ▶ 法82条3項は、以下のどれかに不該当があるときに経済産業大臣が特定導管輸送事業約款の変更命令を命じることができる旨定める。
 - ▷ 届出に係る特定導管輸送事業約款により導管による二酸化炭素の輸送の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - ▷ 料金の額の算定方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ▷ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

保安規制

	貯留事業等（試掘と貯留事業）	導管輸送事業
工作物の技術基準適合義務	法67条（貯留等工作物について）	法86条（導管輸送工作物について）
災害時の報告義務	法68条	法87条
保安規程の作成と届出	法69条（貯留事業場等の保安のため）	法88条（導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため）
保安教育	法70条	法89条
作業監督者の選任義務	法71条（貯留事業場等について）	法89条（導管輸送工作物の工事、維持及び運用について）
現況調査義務	法74条（貯留事業場等について）	—
工作物の工事計画の届出義務（30日の待機義務）	法75条（省令で定める貯留等工作物の設置又は変更について）	法90条（省令で定める導管輸送工作物の設置又は変更について）
工作物の使用前検査	法76条（省令で定める貯留等工作物の設置又は変更について）	法91条（省令で定める導管輸送工作物の設置又は変更について）
工作物の定期自主検査	法77条（省令で定める貯留等工作物について）	法92条（省令で定める導管輸送工作物について）

- 「貯留事業場」は「許可貯留区域及び当該許可貯留区域に係る貯留事業の用に供する貯留等工作物を設置する場所」と定義される（法38条1項）。
- 「試掘場」は「許可試掘区域及び当該許可試掘区域に係る試掘の用に供する貯留等工作物を設置する場所」と定義される（法59条1項）。
- 「貯留事業場」と「試掘場」を纏めて「貯留事業場等」と定義されている（法66条3項）。

不法行為によって発生した損害の賠償責任の特則 — 貯留事業者等の「無過失責任」 —

- ▶ 不法行為に基づく損害賠償責任の原則は、民法709条の「過失責任」。民法709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定める。
 - ▷ 被害者は、事業者の行為と自己の損害との間の因果関係の立証に加えて、事業者の過失を立証しなければならない。
- ▶ CCS事業法124条1項は、上記の特則として、貯留事業者等の所定の三類型の行為によって発生した損害について「無過失責任」を採用。
 - ▷ 被害者は、当該行為との間の因果関係の立証をすれば足り、貯留事業者の過失を立証する必要はない。
- ▶ CCS事業法124条1項が定める貯留事業者等の三類型の行為は、「貯留層における二酸化炭素の貯蔵若しくは試掘のための土地の掘削」、「坑水の放流」及び「貯留層に貯蔵した二酸化炭素の漏えい」。

「漏えい」の防止措置

- ▶ 貯留事業者は、貯留事業を開始する前に「貯留事業実施計画」を定め、主務大臣（陸域は経済産業大臣、海域は経済産業大臣及び環境大臣）から認可を受けなければならない。この「貯留事業実施計画」には「貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項」を記載する必要がある（法38条1項4号）。
- ▶ 主務大臣（陸域は経済産業大臣、海域は経済産業大臣及び環境大臣）は「貯留事業実施計画」を認可するに当たっては、「貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること」を審査する（法38条2項3号）。

「漏えい」の応急措置

- ▶ 「貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあるとき」は、貯留開始貯留事業者は、①直ちに、二酸化炭素の漏えいの防止のための応急の措置を講じ、②速やかに、その漏えいの状況及び講じた措置の概要を主務大臣（陸域は経済産業大臣、海域は経済産業大臣と環境大臣）に報告しなければならない（法48条1項）。
- ▶ 主務大臣（陸域は経済産業大臣、海域は経済産業大臣と環境大臣）は、貯留開始貯留事業者が応急措置を講じていないと認めるとき、貯留開始貯留事業者に対し、応急措置を講ずべきことを命ずることができる（法48条2項）。主務大臣は、上記命令違反の場合、貯留開始貯留事業者に対し、貯留事業停止命令をすることができる（法42条1号）。



Nishimura & Asahi (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

Otemon Tower, 1-1-2 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8124, Japan

h.konno@plus.nishimura.com